

日田市（以下、「本市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定に準じて、日田市新清掃センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を令和 4 年 12 月 16 日に公表した。

この度、PFI 法第 7 条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表する。

令和 6 年 1 月 23 日

日田市長 椋野 美智子

日田市新清掃センター整備・運営事業
特 定 事 業 の 選 定

令和6年1月

日 田 市

目 次

第 1 章 事業概要	1
1 事業の目的	1
2 事業の内容	1
3 施設の立地及び規模	1
第 2 章 市が直接事業を実施する場合と DB0 方式で実施する場合の評価	2
1 評価方法	2
2 本市の財政負担見込額による定量的評価	3
3 DB0 方式で実施することの定性的評価	4
4 事業者に移転するリスクの評価	4
5 総合的評価	5

第1章 事業概要

1 事業の目的

本事業は、事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である日田市新清掃センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設等）の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するための資源回収及びエネルギー回収を進めることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工業務及び運営業務を事業者が一括して行う DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・施工業務及び運営業務に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の代表企業及び協力企業が、本市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務を一括して行うものとする。本事業の実施にあたり、特別目的会社（SPC）は設立しない。

また、本市は、本施設を35年間程度にわたって使用する予定であり、事業者は35年間程度の使用を前提として本事業を実施することとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率：1／3）の対象事業として実施する予定である。

(2) 事業期間

事業期間は、以下を予定している。

ア 事業期間

事業契約締結日の翌日から令和29年3月31日まで

イ 設計・施工期間

事業契約締結日の翌日から令和9年12月31日まで

ウ 運営期間

令和10年1月1日から令和29年3月31日まで

エ 運営準備期間

事業契約締結日の翌日から令和9年12月31日まで

3 施設の立地及び規模

施設の立地条件等は以下のとおりである。

(1) 事業用地

- | | |
|-------|-----------------|
| ア 所在地 | 大分県日田市山田町 |
| イ 面積 | 全体事業区域：6.9819ha |

(2) 対象施設の概要

施設の種類	概 要	
エネルギー 回収型廃棄 物処理施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理能力	62 t/日（31 t/24h×2 炉）
	処理対象物	可燃物、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣、生ごみ処理施設からの残渣、死亡小動物、可燃性粗大ごみ（切断処理後、焼却）
マテリアル リサイクル 推進施設	処理方式	保管・選別
	処理能力	不燃物：6.0 t/日、埋立ごみ：0.2 t/日、資源物：0.8 t/日
	処理対象物	不燃物（空き缶、缶以外のカナモノ、びん・ペットボトル、有害物）、埋立ごみ、資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール）

第2章 市が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

1 評価方法

(1) 本市が直接、本事業を実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

- ア 本市の財政負担見込額による定量的評価
- イ DBO 方式として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記アからウによる総合的評価

(2) 本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 本市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 本市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本市が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	本市が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤発注支援費用 ⑥公共人件費	①設計・施工費 ②維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤アドバイザー費用 ⑥モニタリング費用 ⑦公共人件費
共通の条件	①事業期間 : 22年3ヶ月間(設計・施工期間3年間、運営期間19年3ヶ月間) ②割引率 : 0.724%/年 ③物価変動率 : 見込まない ④リスク調整費 : 見込まない	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき設定	同左
各種費用の設定	民間企業に対する見積の結果及び他都市の同種施設の実績等に基づき設定	同左

(2) 本市の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、本市が直接実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
本市が直接実施する場合	100.0
DBO方式で実施する場合	94.6

3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な維持管理の実施

本施設の設計・施工、運営の各業務を一括して性能発注することにより、維持管理の方針と整合した施設の設計・施工を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の維持管理の実施が可能になると考える。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

運転管理に加え、補修、更新工事等の一連の業務を長期的かつ包括的に委託することから、事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、本市と事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。事業者に移転するリスクの評価については、「4 事業者に移転するリスクの評価」に示す。

4 事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、本市が直接実施する場合に本市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であり、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

(1) 設計・施工段階におけるリスク

- ア 測量・地質調査に関するリスク
- イ 施設の設計・施工に関するリスク

(2) 運営段階におけるリスク

- ア 要求性能の未達に関するリスク
- イ 施設の損傷に関するリスク
- ウ 運営コスト増大、補修費用の平準化に関するリスク
- エ 周辺環境等の保全に関するリスク

5 総合的評価

本事業は、DBO 方式にて実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担見込額について、5.4%の縮減を期待することができるとともに、公共サービス水準の向上、事業リスクの低減も期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条の規定に準じて特定事業として選定する。

担 当 課	:	日田市 市民環境部 新清掃センター建設室
住 所	:	〒877-8601 大分県日田市田島 2 丁目 6 番 1 号 日田市役所 2 階
T E L	:	0973-22-8323
F A X	:	0973-22-8241
電 子 メール	:	h-suishin@city.hita.lg.jp

以 上